

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字光平五八、六〇の一、六〇の二、字川向四七、四八、字後原一〇五の二、字八ノ坂一の一六、一の一八、一の二六、一の二七、字前林五の一・六から九まで・一・一・一三(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めず。
- (3) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県いわき市小川町上平字小申田四一の一、二、四一の八〇、四一の八四、小川町上小川和具一三の二、一四の二、小川町福岡字下平一の一、一の二、小川町下小川字味野三三〇、二二一の四、二二二
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 〇農林水産省告示第八百五十一号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 令和四年五月二日

- 農林水産大臣 金子原二郎
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 愛媛県四国中央市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めず。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 〇農林水産省告示第八百五十三号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 令和四年五月二日

- 農林水産大臣 金子原二郎
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県伊達市梁川町大関字鷹ノ巣八の二・八の二・三・八の二五から八の二九まで(以上七筆国有林、八の一から八の二一まで、八の二四、八の五、八のル、梁川町白根字檜坂二の三、二の五、二の六、字小滝一、二字居敷一、字雁仏三一、三二、三四、三五から三七まで、

四〇から四二まで、四三の四、四三の六、字白萱一〇から一〇六まで、一一〇の一、一一〇の二、一一一の一から一一一の六まで、字花立五八の一、五九の一、六〇の一、字十文字一四九の一、一四九の四六、字柳沢二八、五二の一、八二の一、字中平一の五、一の一六

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 変更しない。

農林水産大臣 金子原二郎

2・3 (略)	改正後	(検査の方法) 第四条 (略)
	改正前	(検査の方法) 第四条 (略)

4 植付予定馬鈴しよの検査は、抗血清検定法又は遺伝子診断法、グラム染色法及び接種検定法により、それぞれ品種別及び系統別に植付株数の五％以上を抽出して行う。

5・6 (略)

(合格種馬鈴しよの表示)

第十四条 (略)

2 信頼性保証部門責任者は、前項の表示が的確に行われていることを確認するものとする。

4 植付予定馬鈴しよの検査は、抗血清検定法、グラム染色法及び接種検定法により、それぞれ品種別及び系統別に植付株数の五％以上を抽出して行う。

5・6 (略)

(合格種馬鈴しよの表示)

第十四条 (略)

2 信頼性保証部門責任者は、前号の表示が的確に行われていることを確認するものとする。

○農林水産省
環境省告示第一号

愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)第十二条第一項の規定に基づき、次の者を指定登録機関として指定したので、同法第二十七条第一号の規定により公示する。

令和四年五月二日

農林水産大臣 金子原二郎
環境大臣 山口 壯

- 一 指定登録機関の名称 一般財団法人動物看護師統一認定機構
- 二 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷五丁目二十三番十三号
- 三 指定をした年月日 令和四年五月一日

○環境省告示第四十九号

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第七条の規定に基づき、我が国における令和二年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則(平成十一年総理府令第三十一号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和四年五月二日

環境大臣 山口 壯

- 第一 令和二年度の温室効果ガスの排出量
 - 一 二酸化炭素 十億四千四百万トン
 - 二 メタン 二千八百四十万トン
 - 三 一酸化二窒素 二千万トン
 - 四 ハイドロフルオロカーボン(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号)次号において「令」という。)第一条各号に掲げるものをいう。 五千七百七十万トン
 - 五 パーフルオロカーボン(令第二条各号に掲げるものをいう。) 三百五十万トン
 - 六 六ふっ化硫黄 二百万トン
 - 七 三ふっ化窒素 二十九万トン
 - 八 前各号に掲げる量の合計量 十一億五千万トン
- 第二 令和二年度の温室効果ガスの吸収量

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす第八回締約国会議の決定に基づき報告する吸収量 四千四百五十万トン

(備考)

 - 1 第一第一号から第七号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。
 - 2 第一及び第二に掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律

議案提出

四月二十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝外六名提出)

自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦外十五名提出)

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案(國場幸之助外九名提出)

要求書受領

四月二十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案(國場幸之助外九名)

議案通知書受領

四月二十七日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

議事日程

四月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第十九号

令和四年四月二十八日(木曜日)

午後一時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第二 二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

第四 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(内閣提出)

参議院

当選通知書受領

四月二十七日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

石川県選挙区選出(四月二十六日当選)

宮本 周司

議案付託

四月二十七日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

安定的なエネルギー供給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

経済産業委員会に付託

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

環境委員会に付託

議決通知

四月二十七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

質問主意書提出

四月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

発信者情報の開示に関する質問主意書(塩村あやか提出(第四一号))